

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2022 年 9 月 14 日

「ウガンダ国給水アドバイザー業務」

(公示日:2022 年 9 月 7 日/調達管理番号:22a00462)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P7. 9 行目第 2 条 プロジェクトの背景 「～給水アドバイザーの派遣を我が国に要請した」	本業務に関する要請書を確認したく存じますが、参考資料として提供いただけませんか？	参考資料として要請書を追加配布いたします。
	P.7 第 2 章 第 2 条プロジェクトの背景	第 2 条に「水環境省は、これらを他地域に展開させる意欲や、法制度の中で適切な位置づけを行う意向を示しており、DMS をウガンダにおける地方給水施設維持管理の構造的課題の改善に貢献する枠組みと期待しており、同方式の推進を含めた地方給水政策への助言を行う給水アドバイザーの派遣を我が国に要請した。」とあります。先方からの要請内容の情報を共有いただけますでしょうか。	同上
2	P10 (4)ベースライン調査及びエンドライン調査について	これらの調査は別見積ではなく本体見積に含まれ、サンプリング数が本体見積金額へ影響しますことから、別見積にしていただけませんか？ 難しいようでしたら、サンプル数を提示 または 定額計上としていただけませんか？	ベースライン調査及びエンドライン調査について、別見積に変更します。P.23 「4.見積書作成にかかる留意事項(2)別見積もりについて 5)その他」の3点目として、以下を追加します。 ベースライン調査及びエンドライン調査に係る経費

<p>P.10 第 2 章 第 6 条 (2)実証事業の対象地域の選定</p>	<p>「対象地域はムベンデ地域リハビリテーション・サービスセンターの所管範囲(主にムベンデ県、カサンダ県の 2 県を中心とする。必要に応じムピジ県、キボガ県等の周辺県を対象に含める。)に限定する。」とありますが、この他に対象地域はないという理解でよいか。</p>	<p>企画競争説明書 P.10「第 2 章 第 6 条 (2)実証事業の対象地域の選定」に記載のとおり、実証事業の対象地域はムベンデ地域リハビリテーション・サービスセンターの所管範囲(主にムベンデ県、カサンダ県の 2 県を中心とする)の想定です。詳細は、企画競争説明書 p.13【業務全体に関すること】(1)に記載のとおり、業務開始時のカウンターパート機関との基本方針にかかる協議を通じて確定させることとなります。</p>
<p>P.10 第 2 章 第 6 条 (3)実証事業における井戸改修、及びハンドポンプ修理更新</p>	<p>「本プロジェクトによる費用負担を想定」と記載されているが、井戸改修、及びハンドポンプ修理更新の他に想定されているものはあるか。</p>	<p>改修内容は個々の井戸の現況によって変わってくると考えており、現時点で一律に設定することが困難なため、見積段階では別見積もりとして、想定の数値で積算し、業務開始後に内容と数値を確定することになると想定しております。現段階では、費用負担項目について、一部井戸の井戸改修(必要に応じてエプロンの再整備)、およびハンドポンプ修理更新を想定しております。</p>
<p>P.10 第 2 章 第 6 条 (3)実証事業における井戸改修、及びハンドポンプ修理更新</p>	<p>「DMS を通じた給水維持管理モデルの数百水源規模の実証に際して、対象井戸の一部において、井戸改修、ハンドポンプ修理更新等を実施する。」とあります。改修及び修理更新等の数量について、見積では想定の数値で積算し、業務開始後に数量を確定することになりますでしょうか。</p>	<p>同項目については、P.23「4.見積書作成にかかる留意事項(2)別見積もりについて 5)」の記載にある別見積もり項目「井戸改修にかかる経費(対象数量を 40 とする)(第6条(3)、および第7条【成果ごとの活動】(1)2)に関連)」として計上していただき、業務開始後に数量を確定する形を想定しております。</p>

	<p>P10 第 6 条実施方針及び留意事項、 (2) 実証事業の対象地域の選定</p>	<p>業務指示書には、「本アドバイザー派遣において実施する、DMS を通じた給水維持管理モデルの数百水源規模の実証に際して」という記述があります。この実証事業の対象とする数百水源というのは、①“現在の DMS 加入水源（およそ 1000 水源程度）”と②本業務でプリペイドメーターを設置する約 200 水源という理解で良いでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。プロポーザル作成に当たっては左記の数量を念頭に記載ください。ただし、実証事業の目的として、維持管理費用のコストリカバリー可能性を検証することを設定しているため、そのために必要となる数量を、業務開始後に、カウンターパート機関との基本方針にかかる協議を通じて確定させることとなります。</p> <p>なお、p.13【成果ごとの活動】(1)2)に記載のとおり、現在の DMS 加入水源はおよそ 100 水源程度です。</p>
<p>3</p>	<p>P13. 第 7 条 業務の内容【成果ごとの活動】</p>	<p>プロジェクトの成果と主な活動についての水環境省との合意状況を確認したく存じます。本業務に関する水環境省との合意文書(R/D)があれば参考資料として提供いただけませんか？</p>	<p>本業務は技術協力個別案件(専門家)であり、水環境省とは要請発出にあたり意見を交わしておりますが、合意文書(R/D)はございません。要請書を追加配布資料といたしますので、ご覧ください。</p> <p>企画競争説明書 p.13【業務全体に関すること】(1)に記載のとおり、業務開始時に基本方針について、カウンターパート機関である水環境省と協議を行い、協議議事録を合意する予定としております。</p>
	<p>P13 第 7 条業務の内容、【成果毎の活動】、(1)、2)</p>	<p>プリペイドメーターの設置作業が活動に含まれています。施工プロジェクトではプリペイドメーターとして“SUNDA”のシステムが導入されていると理解しています。本業務ではプリペイドメーターの調達および設置作業</p>	<p>企画競争説明書 p.13【業務全体に関すること】(1)に記載のとおり、業務開始時に基本方針について、カウンターパート機関である水環境省と協議を行い、協議議事録を合意する予定としております。調達対象についても、この基本方針</p>

		<p>が必要になりますが、調達対象は“SUNDA”のシステムという理解で良いでしょうか。また、プリペイドメーターの設置には、ソーラー電源の設置や、ハンドポンプ井戸に対する付帯工事が必要になると思いますが、これらを含めたプリペイドメーターの設置工事について、現地再委託業務として見積もって良いでしょうか。その際、その見積は内見積として計上すべきでしょうか。</p>	<p>の中で決定する形になると思料しておりますが、現段階では、SUNDA システムを見積もり対象として頂いて問題ございません。</p> <p>プリペイドメーターの設置にかかる付帯項目を踏まえると、機材項目としてではなく、再委託項目として整理することが適切と判断いたしましたので、以下の通り訂正させていただきます。</p> <p>p.21 2.業務実施上の条件(3)現地再委託に ▶ プリペイドメーターの調達・設置等に係る経費を追加。</p> <p>P.23 「4.見積書作成にかかる留意事項(2)別見積もりについて」 (正)プリペイドメーターの調達・設置等に係る経費(対象数量を200とする)(第7条【成果ごとの活動】(1)2)に関連) (誤)資機材調達(プリペイドメーター)に係る経費(対象数量を200とする)(第7条【成果ごとの活動】(1)2)に関連)</p>
P13	<p>第7条業務の内容、【成果毎の活動】、(1)、2)</p>	<p>井戸改修は、第一優先としてウガンダ側が保有する機材や消耗品を活用することとされています。改修作業自体は現地業者への再委託によって実施することになると思われませんが、その際にウガンダ側から保有する機材</p>	<p>企画競争説明書 p.13 【業務全体に関すること】(1)に記載のとおり、業務開始時に基本方針について、カウンターパート機関である水環境省と協議を行い、協議議事録を合意する予定としております。先方負担事項の詳細についても、この</p>

		を現地業者（再委託先）に無償で貸与されるという理解で良いでしょうか。それとも必要な機材を含めた見積を提出すべきでしょうか。	中で整理を行うことを想定しております。同項目は別見積もりとなりますが、必要な機材を含めていただく形で計上をお願いいたします。
P14 第7条業務の内容、【成果毎の活動】、(1)、3)		3) ムベンデ地域サービス・リハビリテーションセンターで実施する数百水源規模のDMSを通じた給水維持モデルの実証について、“民間委託”によるオペレーションも試行を行うという記述があります。この、“民間委託”によるオペレーションも試行は、現地再委託業務として計上しても良いという理解で良いでしょうか。	同項目の「民間委託によるオペレーション」を実施する主体は、ムベンデ地域サービス・リハビリテーションセンターであると考えておりますので、再委託業務として含める想定はございません。
P16 第7条業務の内容、【成果毎の活動】、(3)、4) および5)		4) で水環境省が年2回トレーニングを実施することになっています。これに係る経費（旅費、日当、会場費等）はプロジェクト負担が想定されているでしょうか。 5) でスタディツアー実施による相互学習促進支援を行うことになっています。このスタディツアー実施として、何人程度・何日間程度を想定されているでしょうか。また、移動のための輸送手段や宿泊を要すると思いますが、これらの費用はプロジェクト側で負担する計画でしょうか。もし、プロジェクトで負担する場合、日当や宿泊費についての支給基準等があれば御教示頂けませんでしょうか。	4) について、現段階では、専門家が国内トレーニング計画を行い、トレーニングの実施について水環境省が行う想定です。 5) について、スタディツアーの人数、日数等の詳細については、業務開始時に行う基本方針の協議の中で、カウンターパート機関である水環境省と協議を行い、協議議事録を合意する予定としております。要請書の中で、水環境省職員や地域サービス・リハビリテーションセンター職員等の交通費、日当や宿泊費については、先方負担とされておりますので、計上不要です。

<p>4</p>	<p>P.19 別紙 1 プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 提案を求める項目「本アドバイザー派遣終了後をみすえた持続性確保への取り組み」</p>	<p>この項目について、特記仕様書案での該当条項は「第 6 条(5)本アドバイザー派遣終了後を見据えた持続性確保への取り組み」となっておりますが、説明書の第 6 条(5)は「他の開発パートナー等との連携(P10)」となっております。 提案を求める項目と特記仕様書案での該当条項どちらを正としてプロポーザルを作成すればよろしいでしょうか？</p>	<p>ご指摘のとおり、記載の誤りでございました。提案を求める事項 No.3「本アドバイザー派遣終了後をみすえた持続性確保への取り組み」を削除いたします。同内容については、関連する事項である、提案を求める事項 No.1「現時点における DMS の自立的 発展に向けた Theory of Change に基づく協力シナリオ」に含めて記載いただけたらと考えております。 下記のとおり訂正いたします。</p> <p>P.19 別紙 1 プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項</p> <p>(正)同項目を削除</p> <p>(誤)No.3 提案を求める項目「本アドバイザー派遣終了後をみすえた持続性確保への取り組み」</p>
	<p>P.19 別紙 1 プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 提案を求める項目「開発パートナーとの連携を促進する具体的提案」</p>	<p>この項目について、特記仕様書案での該当条項は「第 6 条(6)他の開発パートナーとの等との連携」となっておりますが、説明書の第 6 条(6)は「活動の柔軟性の確保」となっております。 提案を求める項目と特記仕様書案での該当条項どちらを正としてプロポーザルを作成すればよろしいでしょうか？</p>	<p>ご指摘のとおり、記載の誤りでございました。下記のとおり訂正いたします。</p> <p>P.19 別紙 1 プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項</p> <p>(正)No.3 開発パートナーとの連携を促進する具体的提案 第 6 条 実施方針及び留意事項</p>

			<p>(5)他の開発パートナー等との連携</p> <p>(誤)No.4 開発パートナーとの連携を促進する 具体的提案</p> <p>第 6 条 実施方針及び留意事項</p> <p>(6)他の開発パートナーとの等との連携</p>
--	--	--	---

以上